

愛知学院大学GPA制度に関する内規

平成30年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この内規は、愛知学院大学履修及び成績評価に関する規程（以下「規程」という。）第6条第3項に基づき、GPA（Grade Point Average）制度について必要な事項について定める。

(目的)

第2条 GPA制度は、学生個人の成績を学内での相対的な位置付けを把握させることにより、学生の学修意欲を高めるとともに、学生の学修支援に役立たせることを目的とする。

(GPAの定義)

第3条 GPAとは、個々の学生の学修時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目の成績評価におけるGP（Grade Point）に当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値（Average）をいう。

(GPA算定対象授業科目)

第4条 GPAの算定対象となる授業科目は、卒業要件単位に含む科目とする。なお、「認定」評価の科目や各学部においてGPAの算定対象外と定めたものは除く。

(GP)

第5条 GPとは、規程第6条第1項の評価ごとに定めるポイントをいう。

(GPAの種類)

第6条 GPAは、当該学期において学修達成度を示す指標として「学期GPA」と、在学中の全学期において学修達成度を示す指標として「総合GPA」に区分される。

(学期GPA)

第7条 学期GPAは、各学期において評価された成績評価を基に、次の式により算定する。計算値は小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

「学期GPA＝（当該学期の履修登録科目のGP×当該科目の単位数）の総和／当該学期の履修登録科目の合計単位数」

(総合GPA)

第8条 総合GPAは、在学中の全学期に評価された成績評価を基に、次の式により算定する。計算値は小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

「総合GPA＝（在学全学期の履修登録科目のGP×当該科目の単位数）の総和／在学全学期の履修登録科目の合計単位数」

2 成績評価の追加又は変更がなされた場合、総合GPAの再計算を行う。

3 再度履修した授業科目は、いかなる成績評価においてもGP及び単位数を総合GPAに追加して算入する。

(GPAの活用)

第9条 GPAは、学生の学修意欲向上以外に特待生の選抜、履修指導、学修支援及びカリキュラムの改

善等に活用する。

（G P Aの記載及び通知）

第10条 学期G P A及び総合G P Aは、成績原簿及び成績通知書に記載する。

2 学生には、成績通知書又は大学ポータルシステムにより、学期G P A及び総合G P Aを通知する。

（事務）

第11条 本内規に関する事務は、教務担当部課所が所掌する。

（改廃）

第12条 本内規の改廃は、愛知学院大学教務委員会の承認を得る。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

この内規は、令和6年4月1日から施行する。